大気汚染防止法第4条第1項の規定による排出基準及び水質汚濁防止法 第3条第3項の規定による排水基準を定める条例の改正について

国は、六価クロム及び大腸菌群数に関する水質環境基準が見直されたことを受け (令和3年10月改正、令和4年4月施行)、水質汚濁防止法(以下「水濁法」とい う。)に基づく一律排水基準の見直しを予定している。この見直しに伴い、標記条例 (以下「上乗せ条例」という。)について必要な改正を行う。

1 背景

水濁法では、特定事業場から公共用水域に排出される水に対して全国一律の排水基準を設け、排出水の汚染状態の許容限度を定めている。このうち、有害物質の基準値は、原則として水質環境基準の10倍のレベルとされている。

一律排水基準では人の健康を保護し、又は生活環境を保全することが十分でないと認められる区域については、水濁法第3条第3項に基づき、都道府県知事が条例でより厳しい排水基準を定めることができる。県は、当該規定に基づき、昭和46年に上乗せ条例を制定し、国の一律排水基準よりも厳しい上乗せ排水基準を定めている。

国は、六価クロム及び大腸菌群数に関する環境基準が見直されたことを受け、今後、水濁法に基づく排水基準を定める省令等を改正し、六価クロム化合物の一律排水基準を0.5mg/Lから0.2mg/Lに強化し、また、ふん便汚染の指標を大腸菌群数から大腸菌数に見直し、併せてその基準値も見直す予定である。

2 改正内容等

(1)六価クロム化合物に係る上乗せ排水基準の改正

現在の六価クロム化合物の排水基準は、一律排水基準が0.5mg/L、上乗せ排水基準は0.05mg/Lである(表1参照)。この上乗せ排水基準は、水源保全の観点から、水道水質基準と同じ値として設定してきた。

現在の上乗せ排水基準「0.05 mg/L」は、今後改正予定の一律排水基準「0.2mg/L」より厳しい値であるが、水道水質基準が令和2年4月に「0.02mg/L」に改正されているため、現在の水道水質基準より緩い値となっている。

ア 改正内容

上乗せ条例別表第2で定める六価クロム化合物に係る上乗せ排水基準について、現行の[0.05mg/L]から[0.02mg/L]とする。

イ 理由

従前の考え方を踏襲し、水源保全の観点から水道水質基準と同じ値とするもの。

ウ 経過措置等

(ア)経過措置

水濁法の一律排水基準について経過措置が適用される期間は、上乗せ排水基準についても従前の基準「0.05mg/L」を適用する。

※(参考)水濁法経過措置(新基準適用猶予期間):

施行日から6ヵ月(水濁法施行令別表第3に掲げる施設は1年間)(予定)

(イ)暫定排水基準

暫定排水基準は、現在の排水対策では排水基準に対応できない場合に、排水濃度実態や適用可能な排水処理技術等を踏まえ、現実的に対応が可能な排水濃度のレベルとして業種毎に定めることとされている。今回、県内事業者への排水実態調査を行ったところ、1事業場(バッチャープラント)で0.06 mg/Lと新基準(0.02mg/L) を超過していたが、対策により0.02mg/L未満に抑えることが可能であるため、暫定排水基準は設けない。

表 1 上乗せ排水基準(県)と一律排水基準(国)の比較(六価クロム化合物)

		乙水域及び海域						
	水質保全湖沼等	水質保全湖]沼等以外	□小域及○海域				
	新設以外	新設	新設以外	新設	新設以外			
(国) 一律排水基準	0.5mg/L⇒ <u>0.2mg/L</u> ただし、電気めっき業について暫定排水基準 (0.5mg/L) が適用 される(適用期間:3年間)							
(県現行) 上乗せ排水基準	0.05mg/L	0.05mg/L						
(県改正後) 上乗せ排水基準	0.02mg/L	<u>0.02mg/L</u>						

※1:下線部は、見直し後の内容を示す。

※2:新設とは、昭和46年11月1日以後に設置された特定事業場をいう。

※3: 県生活環境保全等に関する条例において、新設事業所から水質保全湖沼等への排出を禁止してい

るため、上乗せ排水基準を定めていない。

(2) 大腸菌群数に係る上乗せ排水基準の改正

ふん便汚染の指標となる排水基準の項目は、現在、一律排水基準及び上乗せ排水 基準いずれも大腸菌群数としている(表2参照)。

ア 改正内容

上乗せ条例別表第3で定める大腸菌群数に係る上乗せ排水基準について、現行の「大腸菌群数」を削除し、「大腸菌数」を追加する。またその基準値を、「3,000個/cm³」から「800CFU/ml」、「1,000個/cm³」から「200CFU/ml」とする。(予定)

イ 理由

国が一律排水基準の項目を大腸菌数に見直すことにより、上乗せ排水基準の項目を一律排水基準の項目に合わせるもの。

見直し後の新基準値については、現在国が検討している状況であるが、令和5年2月の国検討会資料によると、排水実態調査の結果、大腸菌群数が100~3,000個/mlの試料中の大腸菌数の存在比は平均0.28のため、現行の基準値である大腸

菌群数 3,000 個/mlに相当する大腸菌数は 840 CFU /ml 程度と考えられており、新基準値は数値を切り下げ800CFU/mlとすることが妥当とされている。上乗せ排水基準の基準値についてもこの考え方に準じ、3,000 個/mlを800CFU/mlとし、1000個/cm²相当の「280CFU/ml」については数値を切り下げ「200CFU/ml」とするもの。

ウ 経過措置等

なし (理由: 基準を強化するものではないため)

表2 上乗せ排水基準(県)と一律排水基準(国)の比較(大腸菌群数)

水域・設置区分	甲水域の水質保全湖沼等の新設				その他
排水量	50㎡/日以上			50㎡/日未満	
適用区分	一般の 特定事 業場	畜舎(総面積:50㎡以上の豚房施設、200㎡以上の牛房施設、500㎡以上の馬房施設)	旅館	上の豚	総面積:300㎡以 房施設、200㎡以 房施設)
(国) 一律排水基準		数 3,000個/cm³ 菌数 800CFU/m1			
(県現行) 上乗せ排水基準	大腸菌群 1,000個/			大腸菌群数 3,000個/cm³	
(県改正後) 上乗せ排水基準	大腸菌数 200CFU/n				<u>大腸菌数</u> 800CFU/ml

※:下線部は見直し後の内容を示す。

3 改正時期

- ・六価クロム化合物に関しては、国の改正省令公布が令和6年2月、施行が同4月 予定であるため、県議会第1回定例会(2月期)に条例改正の議案を提案する予 定
- ・大腸菌群数に関しては、現時点では国の改正省令施行が令和6年4月目標とされているため、令和5年8月に開催予定の検討会の内容等を踏まえ、提案時期を決定する予定

(参考) 県生活環境保全条例施行規則についても必要な改正を行う予定